

人事委員会規則九―九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則九―九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則
人事委員会規則九―九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 略 一般社団法人秋田県林業コンサルタント 略 地方職員共済組合 地方税共同機構	別表第一（第二条関係） 略 一般社団法人秋田県林業コンサルタント 一般社団法人地方税電子化協議会 略 地方職員共済組合

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。